



令和4年3月8日 精神保健福祉審議会

昨年度の審議会での主な意見への対応状況

福祉保健部健康増進課

(1) 依存症相談窓口の周知について

【意見】

- 依存症の問題を精神保健福祉センターに相談できることを知らない県民も多いのではないか。
- 相談窓口のPRが足りない。

【対応状況】

- インターネット及びゲームの使用状況等を把握し、県が取り組むべき方向性を明らかにするため、無作為に抽出された18歳以上の県民400名に対する「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関するアンケート調査」を実施。

【課題及び今後の対応】

- 「インターネット及びゲーム利用による問題が生じた場合の相談先」という問いについて、7割弱の県民が「相談先を知らない」と回答し、支援情報が行き届いていない実態を把握。
- 令和4年度から、インターネット広告を活用し、医療機関や相談窓口に関する支援情報を発信する。

(2) 措置入院が減少していることの検証について

【意見】

- 本県では、年間の措置入院者数が以前に比べ減少している。
- 措置制度が適切に運用されているかどうか、過去20年の傾向も見ながら、チェックしていく必要がある。

【対応状況】

- 精神保健福祉法における通報等の中でも特に件数の多い警察官通報に係る通報件数、診察件数及び措置入院者数を人口比で全国比較。（資料1-2）
- 本県における措置入院の適切な運用を図るため、令和3年11月、所属する指定医が多い県立北病院、保健所、精神保健福祉センター及び健康増進課で、具体ケースを基に、措置要件への該当の有無について意見交換。

【課題及び今後の対応】

- 措置診察を行う指定医と保健所の間で、法の運用に差がある可能性がある。
- 引き続き、県立北病院との意見交換を行う中で課題把握を進め、措置制度のより適切な運用という観点から、法解釈について、警察、保健所、指定医の3者が共通認識をもてる場を設定する。